

建設委員會議録第二十四号

昭和三十一年四月十八日(水曜日)

午後一時四十一分開議

出席委員

委員長 徳安 實藏君

理事 内海 安吉君 理事 大島 秀一君

理事 荻野 豊平君 理事 瀬戸山 三男君

理事 三鍋 義三君

出席 逢澤 寛君

出席 仲川 房次郎君

出席 松澤 雄藏君

出席 今村 等君

出席 榎 兼次郎君

出席 西村 力弥君

出席 山田 長司君

出席 建設大臣 馬場 元治君

出席 建設政務次官 堀川 恭平君

出席 建設事務官 柴田 達夫君

出席 建設事務官 (大臣官房長) 町田 稔君

出席 建設事務官 (計画局長) 西畑 正倫君

出席 委員外の出席者 専門員

四月十一日

委員松永東君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

同月十二日

委員石田有全君辞任につき、その補欠として島上善五郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月十八日

委員島上善五郎君、山本幸一君及び安平鹿一君辞任につき、その補欠と

して石田有全君、前田榮之助君及び西村力弥君が議長の指名で委員に選任された。

四月十七日

建設業法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一六五号)

同日

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法制定促進に関する諸願(松村謙三君外五名紹介)(第一九五三号)

同(下平正一君紹介)(第一九七九号)

同(原茂君紹介)(第二〇二八号)

一級国道二十号線の改修工事施行に関する諸願(松平忠久君紹介)(第一九八二号)

同(下平正一君紹介)(第一九七九号)

同(原茂君紹介)(第二〇二八号)

一級国道二十号線の改修工事施行に関する諸願(松平忠久君紹介)(第一九八二号)

同(下平正一君紹介)(第一九七九号)

同(原茂君紹介)(第二〇二八号)

一級国道二十号線の改修工事施行に関する諸願(松平忠久君紹介)(第一九八二号)

同(下平正一君紹介)(第一九七九号)

同(原茂君紹介)(第二〇二八号)

一級国道二十号線の改修工事施行に関する諸願(松平忠久君紹介)(第一九八二号)

同(下平正一君紹介)(第一九七九号)

同(原茂君紹介)(第二〇二八号)

一級国道二十号線の改修工事施行に関する諸願(松平忠久君紹介)(第一九八二号)

同(下平正一君紹介)(第一九七九号)

同(原茂君紹介)(第二〇二八号)

一級国道二十号線の改修工事施行に関する諸願(松平忠久君紹介)(第一九八二号)

同(下平正一君紹介)(第一九七九号)

同(原茂君紹介)(第二〇二八号)

一級国道二十号線の改修工事施行に関する諸願(松平忠久君紹介)(第一九八二号)

同(下平正一君紹介)(第一九七九号)

同(原茂君紹介)(第二〇二八号)

一級国道二十号線の改修工事施行に関する諸願(松平忠久君紹介)(第一九八二号)

同(下平正一君紹介)(第一九七九号)

同(原茂君紹介)(第二〇二八号)

一級国道二十号線の改修工事施行に関する諸願(松平忠久君紹介)(第一九八二号)

同(下平正一君紹介)(第一九七九号)

同(原茂君紹介)(第二〇二八号)

一級国道二十号線の改修工事施行に関する諸願(松平忠久君紹介)(第一九八二号)

同(下平正一君紹介)(第一九七九号)

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の有効期限延長に関する陳情書(鹿児島県町村議会議長会長高野季信)(第六〇七号)

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法制定促進に関する陳情書(石川県議会議長横田三郎)(第六一六号)

二級国道高知徳島線の整備強化に関する陳情書(高知県町村議会議長会長筒井元正)(第六一七号)

二級国道高知徳島線の開通促進に関する陳情書(高知県町村議会議長会長筒井元正)(第六一八号)

二級国道高知徳島線中後免、土佐山田間の幅員拡張等に関する陳情書(高知県町村議会議長会長筒井元正)(第六一九号)

二級国道高知徳島線の舗装工事施行に関する陳情書(埼玉県議会議長桑田受三)(第六三八号)

二級国道高知徳島線の舗装工事施行に関する陳情書(埼玉県議会議長桑田受三)(第六三八号)

二級国道高知徳島線の舗装工事施行に関する陳情書(埼玉県議会議長桑田受三)(第六三八号)

二級国道高知徳島線の舗装工事施行に関する陳情書(埼玉県議会議長桑田受三)(第六三八号)

二級国道高知徳島線の舗装工事施行に関する陳情書(埼玉県議会議長桑田受三)(第六三八号)

二級国道高知徳島線の舗装工事施行に関する陳情書(埼玉県議会議長桑田受三)(第六三八号)

二級国道高知徳島線の舗装工事施行に関する陳情書(埼玉県議会議長桑田受三)(第六三八号)

二級国道高知徳島線の舗装工事施行に関する陳情書(埼玉県議会議長桑田受三)(第六三八号)

二級国道高知徳島線の舗装工事施行に関する陳情書(埼玉県議会議長桑田受三)(第六三八号)

二級国道高知徳島線の舗装工事施行に関する陳情書(埼玉県議会議長桑田受三)(第六三八号)

二級国道高知徳島線の舗装工事施行に関する陳情書(埼玉県議会議長桑田受三)(第六三八号)

二級国道高知徳島線の舗装工事施行に関する陳情書(埼玉県議会議長桑田受三)(第六三八号)

二級国道高知徳島線の舗装工事施行に関する陳情書(埼玉県議会議長桑田受三)(第六三八号)

二級国道高知徳島線の舗装工事施行に関する陳情書(埼玉県議会議長桑田受三)(第六三八号)

二級国道高知徳島線の舗装工事施行に関する陳情書(埼玉県議会議長桑田受三)(第六三八号)

二級国道高知徳島線の舗装工事施行に関する陳情書(埼玉県議会議長桑田受三)(第六三八号)

二級国道高知徳島線の舗装工事施行に関する陳情書(埼玉県議会議長桑田受三)(第六三八号)

二級国道高知徳島線の舗装工事施行に関する陳情書(埼玉県議会議長桑田受三)(第六三八号)

二級国道高知徳島線の舗装工事施行に関する陳情書(埼玉県議会議長桑田受三)(第六三八号)

二級国道高知徳島線の舗装工事施行に関する陳情書(埼玉県議会議長桑田受三)(第六三八号)

二級国道高知徳島線の舗装工事施行に関する陳情書(埼玉県議会議長桑田受三)(第六三八号)

二級国道高知徳島線の舗装工事施行に関する陳情書(埼玉県議会議長桑田受三)(第六三八号)

二級国道高知徳島線の舗装工事施行に関する陳情書(埼玉県議会議長桑田受三)(第六三八号)

二級国道高知徳島線の舗装工事施行に関する陳情書(埼玉県議会議長桑田受三)(第六三八号)

二級国道高知徳島線の舗装工事施行に関する陳情書(埼玉県議会議長桑田受三)(第六三八号)

二級国道高知徳島線の舗装工事施行に関する陳情書(埼玉県議会議長桑田受三)(第六三八号)

二級国道高知徳島線の舗装工事施行に関する陳情書(埼玉県議会議長桑田受三)(第六三八号)

二級国道高知徳島線の舗装工事施行に関する陳情書(埼玉県議会議長桑田受三)(第六三八号)

二級国道高知徳島線の舗装工事施行に関する陳情書(埼玉県議会議長桑田受三)(第六三八号)

二級国道高知徳島線の舗装工事施行に関する陳情書(埼玉県議会議長桑田受三)(第六三八号)

二級国道高知徳島線の舗装工事施行に関する陳情書(埼玉県議会議長桑田受三)(第六三八号)

去る十三日、当委員会に対し連合審査会開会の申し入れがありました。この際、法務委員会と連合審査会を開会することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○徳安委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

なお、連合審査会は、法務委員長と協議の結果、本日午後一時半より開会の予定でございますから、お含み願いたいと存じます。

○徳安委員長 次に、昨日付託になりました建設業法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。馬場建設大臣。

建設業法の一部を改正する法律案

建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 建設工事の請負契約(第十八条―第二十五条)」を

「第三章 建設工事の請負契約(第十八条―第二十五条)」を

「第三章の二 建設工事の請負契約(第十八条―第二十五条)」と改める。

第二十五条の二に改める。

第二十四条を削り、第二十五条を第二十四条とする。

第三章の次に次の一章を加える。

第二十五条の三 委員の任期は、二年

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第三章の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条 建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、建設工事紛争審査会を設置する。

2 建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)は、この法律の規定により、建設工事の請負契約に関する紛争(以下「紛争」という。)につきあつせん、調停及び仲裁(以下「紛争処理」という。)を行う権限を有する。

3 審査会は、中央建設工事紛争審査会(以下「中央審査会」という。)

及び都道府県建設工事紛争審査会(以下「都道府県審査会」という。)

とし、中央審査会は、建設省に、都道府県審査会は、都道府県に置く。

(審査会の組織)

第二十五条の二 審査会は、委員十

五人以内をもつて組織する。

2 委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、中央審査会にあつては建設大臣が、都道府県審査会にあつては都道府県知事が任命する。

3 中央審査会及び都道府県審査会にそれぞれ会長を置き、委員の互選により選任する。

4 会長は、会務を総理する。

5 会長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者がその職務を代理する。

(委員の任期等)

第二十五条の三 委員の任期は、二年

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

第二十五条の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができ、

3 委員は、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

4 委員は、非常勤とする。

(委員の欠格事項)

第二十五条の四 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

(委員の解任)

第二十五条の五 建設大臣又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

2 建設大臣又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委員が次の各号の一に該当するときは、その委員を解任することができ、

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

二 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるとき

(会議及び議決)

第二十五条の六 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、会長又は第二十五条の二第五項の規定により会長を代理する者のほか、委員の過半数が

出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審査会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長が決する。

(特別委員)

第二十五条の七 紛争処理に参与させるため、審査会に、特別委員を置くことができる。

2 特別委員の任期は、一年とする。

3 第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項及び第四項、第二十五条の四並びに第二十五条の五の規定は、特別委員について準用する。

4 この法律に規定するもののほか、特別委員に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県審査会の委員等の一般職に属する地方公務員たる性質)

第二十五条の八 都道府県審査会の委員及び特別委員は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十四条、第六十条第二号及び第六十二条の規定の適用については、同法第三条第二項に規定する一般職に属する地方公務員とみなす。

(管轄)

第二十五条の九 中央審査会は、第二十五条の十五第二項に規定するもののほか、次の各号に掲げる場合における紛争処理について管轄する。

一 当事者の双方が建設大臣の登録を受けた建設業者であるとき

二 当事者の双方が建設業者であつて、登録をした行政庁を異にするとき

三 当事者の一方のみが建設業者であつて、建設大臣の登録を受けたものであるとき

2 都道府県審査会は、次の各号に掲げる場合における紛争処理について管轄する。

一 当事者の双方が当該都道府県の知事の登録を受けた建設業者であるとき

二 当事者の一方のみが建設業者であつて、当該都道府県の知事の登録を受けたものであるとき

3 前二項の規定にかかわらず、当事者は、双方の合意によつて管轄審査会を定めることができる。

(紛争処理の申請)

第二十五条の十 審査会に対する紛争処理の申請は、政令の定めるところにより、書面をもつて、中央審査会に対するものにあつては建設大臣を、都道府県審査会に対するものにあつては当該都道府県知事を經由してこれをしなければならぬ。

(あつせん又は調停の開始)

第二十五条の十一 審査会は、紛争が生じた場合において、次の各号の一に該当するときは、あつせん又は調停を行う。

一 当事者の双方又は一方から、審査会に対しあつせん又は調停の申請がなされたとき

二 公共性のある施設又は工作物で政令で定めるものに関する紛争につき、審査会が職権に基き、あつせん又は調停を行う必要があると決議したとき

(あつせん)

第二十五条の十二 審査会によるあつせんは、あつせん委員がこれを行う。

2 あつせん委員は、委員又は特別委員のうちから、事件ごとに、審査会の会長が指名する。

3 あつせん委員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるように努めなければならない。

(調停)

第二十五条の十三 審査会による調停は、三人の調停委員がこれを行う。

2 調停委員は、委員又は特別委員のうちから、事件ごとに、審査会の会長が指名する。

3 審査会は、調停のため必要があると認めるときは、当事者の出頭を求め、その意見をきくことができる。

4 審査会は、調停案を作成し、当事者に対しその受諾を勧告することができる。

5 前項の調停案は、調停委員の過半数の意見で作成しなければならない。

(あつせん又は調停をしない場合)

第二十五条の十四 審査会は、紛争がその性質上あつせん若しくは調停をするのに適当でないとき、又は当事者が不当な目的でみだりにあつせん若しくは調停の申請をしたと認めるときは、あつせん又は調停をしないものとする。

(仲裁の開始)

第二十五条の十五 審査会は、紛争が生じた場合において、次の各号の一に該当するときは、仲裁を行う。

一 当事者の双方から、審査会に

対し仲裁の申請がなされたとき

二 この法律による仲裁に付する旨の合意に基き、当事者の一方から、審査会に対し仲裁の申請がなされたとき

2 中央審査会は、前項の規定により仲裁を行うほか、第二十五条の十九第一項の規定により異議の申立があつたときは、中央審査会に対し仲裁の申請があつたものとみなして、当該異議の申立に係る事件につき仲裁を行う。

(仲裁)

第二十五条の十六 審査会による仲裁は、三人の仲裁委員がこれを行う。

2 仲裁委員は、委員又は特別委員のうちから当事者が合意によつて選定した者につき、審査会の会長が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、委員又は特別委員のうちから審査会の会長が指名する。

3 仲裁委員のうち少くとも一人は、弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第二章の規定により、弁護士となる資格を有する者でなければならない。

4 審査会の行う仲裁については、この法律に別段の定めがある場合を除いて、仲裁委員を仲裁人とみなして、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第八編(仲裁手続)の規定を適用する。

(文書及び物件の提出)

第二十五条の十七 審査会は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の所持する当該債権契

約に関する文書又は物件を提出させることができる。

2 審査会は、相手方が正当な理由なく前項に規定する文書又は物件を提出しないときは、当該文書又は物件に関する申立人の主張を真実と認めることができる。

(立入検査)

第二十五条の十八 審査会は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の占有する工事現場その他の事件に係る場所に入り、紛争の原因たる事実関係につき検査をすることができる。

2 審査会は、前項の規定により検査をする場合には、当該仲裁委員の一人をして当該検査を行わせることができる。

3 審査会は、相手方が正当な理由なく第一項に規定する検査を拒んだときは、当該事実関係に関する申立人の主張を真実と認めることができる。

(異議の申立)

第二十五条の十九 都道府県審査会の行った仲裁判断に対しては、当事者は、書面をもって当該都道府県審査会に対し異議の申立をすることができる。

2 前項の規定による異議の申立は、当事者が仲裁判断の送達を受けた日から二週間以内になければならない。

3 前項に規定する期間内に異議の申立があつたときは、第一項の仲裁判断は、その効力を失う。

4 第二項に規定する期間内に異議の申立がないときは、第一項の仲裁判断は、確定判決と同一の効力を有する。

5 都道府県審査会は、第一項の規定による異議の申立があつたときは、当該異議の申立の書面及び仲裁判断の記録を中央審査会に送付するとともに、異議の申立のあつた旨を相手方に対し通知しなければならない。

(調停又は仲裁の手続の非公開)

第二十五条の二十 審査会の行う調停又は仲裁の手続は、公開しない。ただし、審査会は、相当と認める者に傍聴を許すことができる。

(紛争処理の手続に要する費用)

第二十五条の二十一 紛争処理の手続に要する費用は、当事者が当該費用の負担につき別段の定めがないときは、各自これを負担する。

2 審査会は、当事者の申立に係る費用を要する行為については、当事者に当該費用を予納させるものとする。

3 審査会が前項の規定により費用を予納させようとする場合において、当事者が当該費用の予納をしないときは、審査会は、前項の行為をしないことができる。

(申請手数料)

第二十五条の二十二 紛争処理の申請をする者は、政令の定めるところにより、申請手数料を納めなければならない。

2 前項の規定による申請手数料は、紛争処理を中央審査会が行う場合においては国の収入とし、都道府県審査会が行う場合においては当該都道府県の収入とする。

(紛争処理状況の報告)

第二十五条の二十三 中央審査会は、建設大臣に対し、都道府県審査会は、当該都道府県知事に対し、建設省令の定めるところにより、紛争処理の状況について報告しなければならない。

(政令への委任)

第二十五条の二十四 この章に規定するもののほか、紛争処理の手続及びこれに要する費用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十八条第二項及び第二十九条中「中央建設業審議会又は都道府県建設業審議会にはかつて、」を削る。

「第六章 建設業審議会」を「第六章 中央建設業審議会及び都道府県建設業審議会」に改める。

第三十三条を次のように改める。
(中央建設業審議会の設置及び目的)

第三十三条 他の法律によりその権限に属せられた事項を処理するほか、建設大臣の諮問に応じ建設業の改善に関する重要事項を調査審議させるため、建設省に、中央建設業審議会を設置する。

第三十四条第一項中「建設業審議会」を「中央建設業審議会」に改める。

第三十五条の見出しを「(中央建設業審議会の組織)」に改め、同条第一項中「委員二十五人以上を」を「委員三十人以上」に改め、「都道府県建設業審議会は委員二十人以上をもつて、」を削り、同条第二項中「建設業審議会」を「中央建設業審議会」に改め、「中央建設業審議会にあつては、」を削り、「都道府県建設業審議会にあつては、都道府県知事が建設大臣の承認を得て、命じ、又は委嘱する。」を「任命する。」に改め、同条第三項中「命じ、又は委嘱する。」を「任命する」に改める。

第三十六条を次のように改める。
(準用規定)

第三十六条 第二十五条の第三十一項、第二項及び第四項並びに第二十五条の四の規定は、中央建設業審議会の委員について準用する。

この場合において、第二十五条の第三十一項又は第二項中「委員」とあるのは、「関係各庁の職員のうちから任命された委員を除く他の委員」と読み替へるものとする。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条 削除

第三十八条の見出しを「(中央建設業審議会の会長)」に改め、同条第一項中「及び都道府県建設業審議会」及び「各々」を削る。

第三十九条中「建設業審議会」を「中央建設業審議会」に改める。

第六章第三十九条の次に次の一条を加える。

(都道府県建設業審議会)

第三十九条の二 都道府県知事の諮問に応じ建設業の改善に関する重要事項を調査審議させるため、都道府県は、条例で、都道府県建設業審議会を設置することができる。

2 都道府県建設業審議会に関し必要な事項は、条例で定める。

第四十四条中「第二十四条第二項及び」を削る。

第四十九條第二号中「第二十四条第二項」を「第二十五条の十三第三項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する

(建設省設置法の改正)

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

を

に改める。

中央建設業審議会

○馬場國務大臣 法案の説明に入るに先だちまして、御報告申し上げたいことがあります。

昨十七日、福島県常葉町に大火がございまして、罹災者の各位に対してまことに御同情にたえません。焼失戸数は、ただいま受けました報告によりますと、二百五十四戸であります。これが対策につきましては、直ちに現地を調査をいたす必要がありまして、稗田住宅建設課長並びに計画局の係官をさっそく現地に派遣いたしまして、現地の状況をつぶさに調査をいたしました上で、最も効果的な方法をとりたい、かように考えておる次第であります。

常葉町は都市計画が未決定の土地でありますので、今後計画を決定いたしました上で、区画整理を行います。住宅その他の問題についても善処をいたさなければならぬ、かように考えておる次第であります。

なお、同じく昨日夕方、八戸市におきましてこれまた火災が起りました。焼失家屋の数は百二十二戸でありまして、これは公営住宅法第八条に該当いたしておらないのでありますが、現地の要望がありまして場合は、一般公営住宅によって措置をするつもりでおるのでございます。いずれにいたしましても、昨夜起りました災害でありますので、直ちに現地の実情を調査の上で適当な方法をとりたい、かように考えております。関係各省とも緊密な連絡の上に善処したい、一応とりあえずの御報告を申し上げておきたいと思ひます。

ただいま議題となりました建設業法の一部を改正する法律案の提案理由並

びにその要旨について御説明申し上げます。

建設業法は、建設工事の適正な施行を確保するとともに、建設業の健全な発達に資することを目的としておられますが、特に建設工事の請負契約に関する紛争につきましては、同法に規定する建設業審議会が解決のあつせんをすることとなっており、これによる紛争処理もある程度の成果をおさめて参つたのであります。しかしながら、建設業審議会のあつせんの方法のみをもちましては紛争処理におのずから限度があり、従ひまして紛争の未解決または遅延等の事態を生じ、このため当事者が相当の損害をこうむり、あるいは工事が遅延して公共の福祉に支障を及ぼすような事例が少くないのであります。

かかる事態に対処する措置といたしまして、建設工事の紛争を適正かつ迅速に処理するため、新たに紛争処理機関を設置し、建設工事の請負契約に関する紛争につき、あつせん、調停または仲裁を行わせることといたしました次第であります。

以上がこの法律案の提案の理由であります。次に本法案の要旨につきま

まず第一に、現行の建設業審議会によるあつせんは、審議会の性格等から見まして、頻発する紛争を迅速にかつ効果的に処理するには適当でないと考えられますので、この際、新たに専門の紛争処理機関として、建設省及び都道府県に建設工事紛争審査会を設け、建設工事の請負契約に関する紛争に關しあつせん、調停及び仲裁を行わせることにいたしましたのであります。

第二に、紛争処理の手續といたしましては、あつせん、調停、仲裁の三種の制度を設けることといたしました。あつせん、調停につきましては、当事者の申請によりこれを行うほか、重要な公共工作物等紛争の結果公益に重大な支障を来たすような場合は、審査会の職権によつて行うことができることといたしました。

次に仲裁につきましては、民事訴訟法の適用により当事者間において確定判決と同一の効力を有することとなつておりますので、その手續に慎重を期した次第でありまして、まず仲裁の開始、仲裁委員の選定等は、当事者の合意にかかわらず、仲裁委員のうちに弁護士資格を有する者を加えることとし、また都道府県審査会の行なつた仲裁判断に対し不服のある者は、異議申し立てを行なつて中央審査会による仲裁をさらに受ける道を開くことといたしました。

第三に、紛争処理の手續に要する費用につきましては、原則として当事者各自の負担とし、当事者の申し立てにかかる費用を要する行為については、当事者に当該費用を予納させることとし、また申請手数料を徴収することとした。また、地方公共団体の財政負担の軽減をはかつたのであります。

第四に、都道府県審査会の設置に伴い、従来都道府県建設業審議会の行なつておりました事務の重要な部分が審査会に移管されますので、この際、都道府県建設業審議会を任意機関とし、あわせて地方行政の簡素化に資することといたしました。

以上、建設業法の一部を改正する法律案の提案理由並びにその要旨を御説明申し上げたのであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○徳安委員長 次に補足説明を聴取いたします。柴田官房長。

○柴田政府委員 建設業法の一部を改正する法律案につきまして、その要点を逐條的に御説明申し上げます。

本改正案の骨子は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決をはかるため新たに建設工事紛争審査会を設置して、紛争につきあつせん、調停及び仲裁を行わせることとするにありまして、これに伴ひ従来建設業審議会によるあつせん制度は発展的に解消することとなりますので、現行法第二十四条を削り、第二十五条(請負契約とみなす場合)を第二十四条とし、第三章の次に、第三章の二として「建設工事の請負契約に関する紛争の処理」と題する一章を設けたのであります。改正案第二十五条は、建設工事紛争審査会の設置に関する規定でありまして、あつせん、調停及び仲裁の手續を行わせるため、建設省及び都道府県にそれぞれ付属機関として審査会を設けることとしたのであります。

第二十五条の二は、審査会の組織に関する規定であります。すなわち委員の定数は十五人以内とし、その資格は、利益代表的な觀念を排除して、人格が高潔で視野の広い建設の士のうちから任命することとした。会長の選定方法等とあわせて本審査会の組織を定めたのであります。

第二十五条の三ないし第二十五条の

六は、委員の任期、欠格事項及び解任並びに審査会の会議等に関する規定であります。

第二十五条の七は、特別委員に関する規定であります。紛争処理は本来委員をもつて行うべきものであります。一時に多数の事件の発生を見た場合、あるいは特殊な事件につき専門的判断が解決のかぎとなるような場合等も予想されますので、そういう場合に処理を全からしむるため、万全の策として紛争処理に参与させるため特別委員を置き得ることとしたのであります。特別委員はもつぱら紛争の処理を担当する職責を有するものでありますから、会長の選挙等審査会の組織体としての活動には参与しないこととなっております。

なお、委員、特別委員については政令で名簿を設けることとし、これを一般の閲覧に供して本制度の活用をはかりたいと考えております。

第二十五条の八は、都道府県審査会の委員及び特別委員の地方公務員法上の地位に関する規定でありまして、これらの者に同法による秘密を守る義務を課したものであります。なお、中央審査会の委員及び特別委員は、国家公務員法第二条により一般職の国家公務員であり、当然に秘密を守る義務を課せられております。

第二十五条の九は、審査会の管轄に関する規定であります。本条におきましては、原則として、当事者たる建設業者が登録をうけた行政庁に付属する審査会が紛争処理に当たることとした。すなわち建設工事の請負契約に関する紛争は契約の性質上当事者の一方または双方が常に建設業者であり

建設大臣または都道府県知事の登録を受けており、登録をした大臣または知事が当該業者の業態を最も適確に把握している実情にかんがみ、登録行政庁に付属する審査会において紛争処理に当ることが最も実状に即した解決を得る捷徑であり、当事者にとつても便利であると思料したのであります。

第二十五条の十は、申請手続、書類の経由等の規定であります。

第二十五条の十一は、あつせんまたは調停の開始であります。第一号は、現行法により建設業審査会があつせんを開始する場合と同一の規定であります。第二号は、公共性のある施設等で政令の定めるものに關して紛争が生じた場合の規定でありまして、紛争により工期遅延その他公益を阻害するおそれが生じた場合、審査会が積極的にあつせん等により出すことといたしまして、公共工事の施工の確保をはかったのであります。本条にいう公共性のある施設または工作物は、具体的には政令で定めることといたしておりますが、予定いたしてありますのは、鉄道、軌道、道路、橋梁、堤防、河川に關する工作物等であります。

第二十五条の十二は、あつせんについて規定しております。あつせんは對立する両当事者間に円満に話し合う機会を与え解決に導くという最も簡易な手続でありまして、会長が事件ごとに委員または特別委員のうちから指名するあつせん委員に解決を一任し、手続もあつせん委員の判断によつて適宜定め得ることとしたのであります。

第二十五条の十三は、調停に關する規定であります。本法による調停は、民事調停法による調停のよう裁判上

の和解と同一の効果を有するものではなく、単に裁判外の和解の仲介をする程度の効力を有するにとどまり、その効果の点があつせんとは異なるのであります。ただ、建設業審査会によるあつせんが従来相當の成果をおさめてきた経緯にかんがみ、裁判外の和解の仲介をする手続を軽重二つに區別し、簡易な「あつせん」手続のほか、やや慎重な「調停」手続を設けることが運用上効果的であると考えたのであります。すなわち審査会は当事者に出頭義務を課し、さらに調停案を作成して当事者に受諾を勧告することができるとし、調停案決定の方法をも明確化したのであります。

第二十五条の十四は民事調停法第十三条と同趣旨の規定でありまして、請求が法律的にも道義的にも理非明白で互譲の余地がなくまたは互譲による妥協を不可とする場合はあつせんまたは調停をしないことといたしました。

第二十五条の十五ないし第二十五条の十九は仲裁に關する規定であります。由來民事上の争ひに關する解決に關してはもとより訴訟によるのが通例であります。なお和解や調停などの簡易な解決の道も開かれていゝるのであります。しかしながら訴訟はもろゝと和解や調停なども裁判所の手続によるのであります。建設工事における紛争のうちに迅速な解決を必要とし、特に技術上の専門知識を必要とする複雑多岐にわたる施工上の事実認定が解決のかきとなるような分野におきましては、訴訟や調停などによる解決の方法は必ずしも実状に即せず、むしろ当事者の合意による解決を所界の権威に求むる手続、すなわち民事訴訟法第八編

に規定するところの仲裁手続のごとき制度によらしめることが実状に適するものと思料するのであります。しかしながら、現行民事訴訟法第八編による仲裁手続は、本来商人間の商取引上の紛争の解決を主眼としていゝのであります。建設工事の請負契約に關する紛争のような特殊の領域におきましては、仲裁人の選定その他の仲裁手続そのものに關しまして、当事者間に紛争が起る可能性もあるものであります。民事訴訟法の規定のみをもつては必ずしも十分ではありません。よつて、建設事業の国土建設の基盤的專業たる性格にかんがみ、新たに行政機關による迅速、公正かつ弾力性に富んだ仲裁手続を法定し、建設工事の適正な施工に寄与せんとする趣旨のもとに仲裁制度を設けた次第であります。

第二十五条の十五は、仲裁の開始に關する規定であります。すなわち第一項は、当事者の双方から審査会に仲裁の申請がなされた場合の規定であり、第二項は工事請負契約等においてあらかじめ仲裁に付する旨の合意があつた場合は、一方の当事者からの申請により仲裁を開始し得る旨の規定であります。いづれにせよ仲裁の開始が当事者の合意にかかるといへば同様であります。

第二項は中央審査会が都道府県審査会の行なつた仲裁判断に対する異議申し立てについて第二審的機能を行うことができる旨の権限規定であります。第二十五条の十六は、仲裁の手続に關する規定であります。審査会による仲裁は、審査会の会長が委員または特別委員のうちから指名する三人の仲裁委員によつて行ふことといたしまして

その指名は原則として、当事者が合意によつて選定した者について行ふこととなつております。

第二十五条の十六第三項は、仲裁委員の資格に關する特例でありまして、仲裁が当事者間に對して、確定判決と同一の効力を有する点、従来仲裁人が往々にして法律知識に欠けたため適正なる仲裁判断を下し得なかつた点等にかんがみ、仲裁委員のうち少くとも一人は弁護士となる資格を有する者、すなわち法律専門家でなければならぬものといたしたのであります。

同条第四項は、民事訴訟法の適用に關する特則を規定してあります。すなわち、本法に仲裁に關する規定として民事訴訟法の適用があることを明らかにしたのであります。ただ、仲裁委員の選定手続、証拠調べの手続、仲裁判断に對する異議の申立、費用、手数料の徴収等に關する規定は同法に對する特例でありまして、これは本法の仲裁が行政機關による仲裁であることにかんがみ、設けられたものであります。

第二十五条の十七は、証拠調の規定であります。なおむね訴訟における裁判所の手続になつたものであります。審査会は裁判所と異なり、当事者または第三者に文書等の提出を強制し、その拒絶に對して制裁を課することはできません。これらの強制的行為を必要とする場合は、当事者が民事訴訟法第七百九十六條の規定の適用により管轄裁判所に協力を申し立てることとなるのであります。

第二十五条の十八（立入検査）も裁判所における証拠調べ（民事訴訟法第二百六十五條）に相當する規定でありまして、この場合においても、前条について述べましたのと同様管轄裁判所の協力を求めることができることは勿論であります。

第二十五条の十九は、異議の申立に關する規定であります。民事訴訟法の仲裁においては、仲裁人のなす仲裁判断は直ちに確定判決と同一の効力を生ずるのであります。が、本法による仲裁は、行政機關による仲裁であり、仲裁委員の選定が必ずしも当事者の合意にかかつておりませんので、特に慎重を期し、異議申し立てを認めた次第であります。

同条第二項は、異議申立期間に關する規定であります。仲裁判断の効力を何時までも不確定の状態におくことは適當でありませんので、当事者は二週間の所謂不變期間内に限つて、異議を申し立てることができると致したのであります。

第三項及び第四項は、右の不變期間と仲裁判断の効力発生時期との關係に關する規定であります。異議申立を許す場合において、仲裁判断の送達と同時に仲裁判断の効力を生ずるものとすると、当該仲裁判断による強制執行の着手又は完了後当該仲裁判断が中央審査会によつて取り消される可能性がでて参りまして、不当に法律關係を錯綜させるばかりでなく、当事者や利害關係人に不測の損害を被らせる虞があります。そこで、都道府県審査会が行つた仲裁判断に關しては、異議申立なく二週間を経過したときからじめてその効力を生ずるものと致したのであります。

同条第五項は、異議申し立があつた場合の手続に關する規定であります。第二十五条の二十は、手続の非公開に關する規定であります。

五

次に、第二十五条の二十一は、紛争処理手続に要する費用に関する規定でありまして、裁判上の和解の例にならぬ、当事者が当該費用の負担につき別段の定めをしない限り、各自これを負担することとした。第二十五条の二十二は、申請手数料に関する規定でありまして、手数料は紛争処理の申請者の負担とした。

第二十五条の二十三は、紛争処理状況の報告に関する規定であります。第二十五条の二十四は、政令委任の規定でありまして、おもな事項として、委員の報酬、委員及び特別委員の名簿の作成及び閲覧、あっせん又は調停の取り下げ及び打ち切り、異議申し立ての手続、費用の範囲等を予定しております。

以上で第三章の二を終わります。以下は、建設工事紛争審査会の設置に伴う建設業審議会に関する規定の整備であります。すなわち、今回の改正により、従来建設業審議会の重要な事務でありました紛争の解決のあっせんが建設工事紛争審査会に移管されることとなり、この際地方行政機構簡素化の趣旨にのっとり都道府県建設業審議会は任意機関とすることとして、これに伴う条文の整備を行うとともに、中央建設業審議会の組織につきまして、建設業界の実情を一層反映させるため、委員定数を五名増加することとしたものであります。

以上、建設工事の請負契約に関する紛争の処理を強化いたしますために所要の改正をいたしましたのでありますが、この改正により、建設工事紛争審査会の設置、同審査会の委員の選等のた

め準備期間を要し、種々経過措置を必要といたしますので、この法律は、公布の日から起算して九十日を越えない範囲内で政令で定める日から施行することとし、あわせて建設省設置法の改正に関する規定を附則中に設けた次第でございます。何とぞよろしく御審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○徳安委員長 本案に対する質疑は次会に譲り、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十六分散会